



大垣市政・経済記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年4月23日（水）岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
西濃県事務所	環境課	奥村	代表 0584-73-1111(内線221) FAX 0584-74-9428

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく解体業の許可取消処分について

令和7年4月23日に使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、下記の自動車解体業者に対して許可の取消処分を行いました。

記

1 被処分者

- (1) 住 所 岐阜県安八郡輪之内町福束1192番地
(2) 氏 名 チーマインターナショナル有限会社
代表取締役 チョドリマハメダアフザル

〔許可内容〕

解体業

- ・許可年月日 令和5年12月12日（更新）
- ・許可番号 20213001625

2 行政処分の内容

解体業の許可の全部取消し

3 取消年月日

令和7年4月23日

4 取消しの理由

被処分者の使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）第5条に規定する使用人は、令和4年9月7日に山形地方裁判所において懲役刑に処せられ、その執行が終わっていないことが判明しました。

これにより、被処分者は、法第62条第1項第2号チの欠格要件に該当するに至りました。

本事実、法第66条第4号に定める許可の取消事由に該当します。

[参考条文]

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

第六十六条 都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 不正の手段により第六十条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）を受けたとき。

三 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四 第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。